

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第5号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

令和2年11月27日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地（仮称）アヤハディオ草津追分店 草津市追分南二丁目向山 784-2ほか9筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社長屋洋行 大阪府茨木市西中条町3番301号 代表取締役 長屋 正宏
- 3 変更しようとする事項 駐輪場の位置
 - (1) 変更前 届出書の添付図面記載のとおり
 - (2) 変更後 届出書の添付図面記載のとおり
- 4 変更年月日 令和2年11月14日
- 5 変更の理由 品出しのフォークリフトが通行する可能性があり、動線上の通路を広げて安全を確保するため
- 6 届出年月日 令和2年11月13日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
草津市環境経済部商工観光労政課 草津市草津三丁目13番30号
 - (2) 縦覧期間 令和2年11月27日から令和3年3月29日まで
- 8 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 令和3年3月29日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号